

67h 3416

0001700100

Defpoc 1966

昭和六年第一册

密 大 日 記 陸軍省 (拔萃)

憲秘庶第六四號

訓示ノ件報告

昭和六年八月十九日

憲兵司令官 外 山 豐 造 (印)

陸軍大臣士南丁次郎殿
本職青年將校少時局ニ關スル策動ニ對スル指導方針ニ付與ヘタル訓示別紙人通報告スルハ...

會務報告ノ半誌示
管掌事務ノ要目ニ關スル...

⑧

青年將校ノ時局ニ關スル策動ニ對スル
指導方針ノ件訓示

滿蒙問題其ノ他時局ニ關シ研究討議ヲ目的トスル青年將校ノ集會等ハ動
モスレハ研究ノ範圍ヲ超越シ具體的策動ニ變移スルノ傾向ニアルハ既ニ
各官ノ熟知スル處ノ如シ

然ルニ此種策動ハ部外ニ於テ政治的ニ利用セラレ軍部ヲ却テ不利ナル情
勢ニ導カントスル虞レナシトセス且亦軍制上階級の統屬關係保存スルニ
拘ラス案ニ横斷的團結ヲ講シ事ヲ計ルカ如キハ軍秩ヲ紊ルノミナラス恣
テ此ノ風下士以下ニ傳染スルニ於テハ洵ニ由々敷大事ニシテ建軍ノ基礎
ヲ危クスル端ヲ披キ殃ヲ千載ニ貽スニ至ルヘシ

如上ノ傾向カ現ニ青年將校ノ心理ヲ革ムル所以ノモノハ之レカ策動ヲ指
導スルハ軍首層部ナリト謂フ臆測ニ原由スルカ如シ

然レトモ斯ル事實ナキノミナテス陸軍大臣ハ嚴トシテ部内ニ於ケル此種
策動ヲ一切禁止セララルノ意圖ナルヲ以テ各官ハ克ク所屬長官ト連絡シ

青年將校ヲ善導シ其前途ヲ導ラシメサルコトニ協力スルノミナラス之レ
カ軍秩上ニ及ホス影響並邪外ノ政治的利用ヲ阻止スルコトニ努ムヘシ
右訓示ス

昭和六年八月十七日

憲兵司令官 外山 豊 造 (印)